

令和7年度 教育委員会 第6回定例会 議案

1 日 時 令和7年6月17日（火） 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

（1）開 会

（2）議 案

＜非＞第6号議案 令和7年6月県議会定例会に提出する議案 …非

＜非＞第7号議案 教職員の懲戒処分 …非

＜非＞第8号議案 教職員の懲戒処分 …非

＜非＞第9号議案 教職員の懲戒処分 …非

（3）報告事項

（4）閉 会

＜非＞第 6 号議案

令和 7 年 6 月県議会定例会に提出する議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、下記議案に同意する。

令和 7 年 6 月 17 日

静岡県教育委員会教育長

記

（予算案）

- 1 令和 7 年度静岡県一般会計補正予算（教育委員会関係）

（条例案）

- 2 静岡県立学校の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 6 月県議会定例会提出議案の概要

(予算案)

1 令和 7 年度静岡県一般会計補正予算（教育委員会関係）

(1) 総括表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	累計
教育委員会所管分	223, 839, 999	1, 223, 400	225, 063, 399
人件費	175, 350, 000	0	175, 350, 000
事業費	48, 489, 999	1, 223, 400	49, 713, 399
教育費	48, 059, 999	1, 223, 400	49, 283, 399
災害対策費	430, 000	0	430, 000

(2) 事業概要

(単位：千円)

事業名	<現計額> 補正額	説明
高等学校就学支援事業費	<5, 159, 491> 1, 196, 600	国の予算修正により、高校授業料無償化に関する所得制限が撤廃され、新たに無償化の対象となる年収 9 1 0 万円以上の世帯の生徒に対し「高校生等臨時支援金」を支給するための増
高等学校等奨学事業費	<533, 400> 26, 800	国の予算修正により、全日制等の公立高校の奨学給付金について、第 1 子の単価が、第 2 子の単価と同額となるよう改正されたことに伴う増 (131, 500円 → 143, 700円)

(3) 債務負担行為

ア 追加

(ア) 賃貸借契約

(単位：千円)

事 項	賃貸借予定額	令和 7 年度 計上予算額	債務負担行為 限 度 額	期 間
高等学校仮設校舎賃貸借契約（沼津東高等学校）	254, 400	152, 100	102, 300	R 7 ～ 11

(条例案)

2 静岡県立学校の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

高校教育課

高校生等臨時支援金の支給に伴い、所要の改正を行うものである。

(1) 改正の概要

ア 高等学校等就学支援金制度で所得制限を受けている世帯の生徒に対して、授業料相当の教育費を高校生等臨時支援金として支給することに伴い、授業料の徴収期限について必要な改正を行う。

イ その他所要の改正を行う。

(2) 施行期日

交付の日

(参考)静岡県立学校の授業料等の徴収に関する条例の改正箇所

改正前	改正後
(復学等及び転入学の場合の授業料の額) 第5条 各期中途において復学、編入学又は再入学(以下この条において「復学等」という。)をした者から徴収する当該期分の授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額(単位制による課程にあつては、各期における徴収額の6分の1に相当する額)に復学等の日の属する月から当該期の最後の月までの月数を乗じて得た額とする。 2・3 (略) 附 則 1 (略) 2 <u>昭和60年3月31日に静岡県立御殿場高等学校町立小山分校(以下「旧高等学校」という。)に在学する者で、同年4月1日以降引き続き静岡県立小山高等学校定時制課程に在学することとなるものの昭和60年度以降の授業料に限り、第2条第1項の表中「14,400円」とあるのは、旧高等学校に昭和58年度以前に入学した者の授業料にあつては「7,200円」と、昭和59年度に入学した者の授業料にあつては「12,000円」とする。</u>	(復学等及び転入学の場合の授業料の額) 第5条 各期中途において復学、編入学又は再入学(以下「復学等」という。)をした者から徴収する当該期分の授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額(単位制による課程にあつては、各期における徴収額の6分の1に相当する額)に復学等の日の属する月から当該期の最後の月までの月数を乗じて得た額とする。 2・3 (略) 附 則 <u>(施行期日)</u> 1 (略) <u>(授業料の徴収期限の特例)</u> 2 <u>令和7年度に静岡県公立高等学校等高校生等臨時支援金の支給の申請をした者(以下「申請者」という。)であつて、令和7年7月16日までに当該申請に対する審査の結果の通知(以下「審査結果通知」という。)がされていないものに対する第3条第1項の規定の適用については、同項の表中「7月31日」とあるのは、「静岡県公立高等学校等高校生等臨時支援金の支給の申請に対する審査の結果の通知がされた日の翌日から起算して15日を経過する日」とする。</u>

	3 申請者であつて、令和7年10月16日までに審査結果通知がされていないものに対する第3条第1項から第3項までの規定の適用については、同条第1項の表、第2項の表及び第3項中「10月31日」とあるのは、「静岡県公立高等学校等高校生等臨時支援金の支給の申請に対する審査の結果の通知がされた日の翌日から起算して15日を経過する日」とする。 4 申請者であつて、復学等及び転入学をした日の翌日から起算して10日を経過する日までに審査結果通知がされていないものの第5条第1項及び第2項の授業料は、同条第3項の規定にかかわらず、当該期の徴収期限又は審査結果通知がされた日の翌日から起算して15日を経過する日のいずれか遅い日までに徴収するものとする。
--	--

第 6 回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
配付 報告 1	令和 6 年度公務災害・通勤災害の状況	P1
配付 報告 2	令和 7 年 6 月県議会定例会に報告する案件	非

(件 名)

令和 6 年度 公務災害及び通勤災害の現況

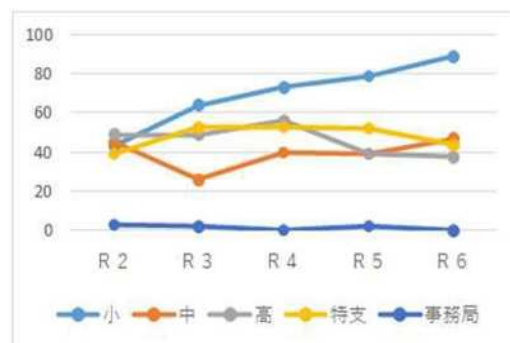
(教育厚生課)

1 公務災害の発生状況 ※ 政令市を除く

(1) 申請受理件数の推移

(単位:件数)

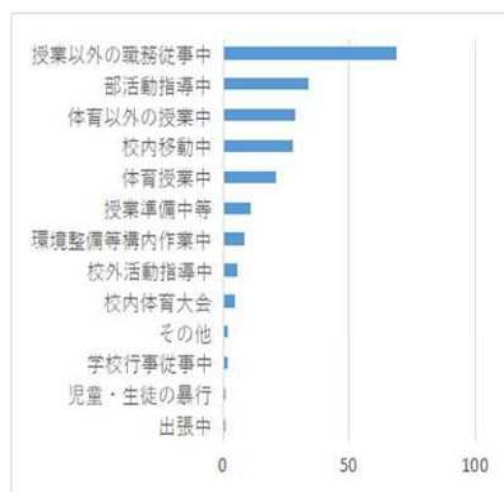
年 度	小	中	高	特支	事務局	計	備 考
R 2	43	45	49	39	3	179	内 公務外認定 2 件
R 3	64	26	49	53	2	194	内 公務外認定 1 件
R 4	73	40	56	53	0	222	内 公務外認定 6 件
R 5	79	39	39	52	2	211	内 公務外認定 5 件
R 6	89	47	38	44	0	218	内 公務外認定 0 件



(2) 発生原因別件数

(単位:件数)

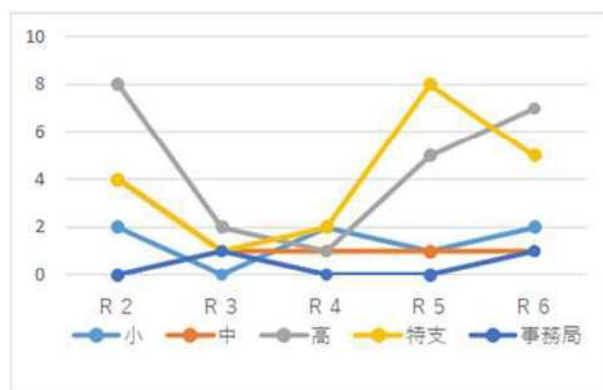
区 分	件	区 分	件
① HR・清掃等授業以外の職務従事中	69	⑧ 校外活動指導中	6
② 部活動指導中	34	⑨ 校内体育大会中	5
③ 体育以外の授業中	29	⑩ 学校行事従事中	2
④ 校内移動中	28	⑪ 出張中	1
⑤ 体育授業中	21	⑫ 児童・生徒の暴行	1
⑥ 授業準備中等	11	その他	2
⑦ 環境整備等構内作業中	9		
合 計	218		



2 通勤災害の発生状況 ※ 政令市を除く

(単位:件数)

年 度	小	中	高	特支	事務局	合計
R 2	2	4	8	4	0	18
R 3	0	1	2	1	1	5
R 4	2	1	1	2	0	6
R 5	1	1	5	8	0	15
R 6	2	1	7	5	1	16



3 対 応

職場の安全衛生管理者研修等の機会を通じ、災害の発生状況に関する情報を各所属と共有することで、災害発生 of 未然防止に努める。また、福利しずおかを利用し、事例及び対策を職員全体に周知する。

令和 7 年 6 月県議会定例会に報告する案件

令和 7 年 6 月県議会定例会への教育委員会関係の報告案件は以下のとおり。

1 繰越明許費繰越計算書の報告について

財務課

(1) 要 旨

教育委員会関係の繰越事業は 3 事業で、繰越明許費35億1,400万円に対し、繰越額は26億2,199万3千円である。

(2) 繰越額等

(単位：千円)

款 項	事業名	事業内容	繰越 明許費	繰越額	理由	完了 予定 年月
11 款 教育費 2 項 教育委 員会費	教育 管理費	教職員住宅整備 費	5,000	0	教職員住宅解体設計 業務において、アスベ スト調査が想定より 早く完了したことによ る	R7.3
		県立学校等修繕 費	354,000	34,669	機械設備等の更新工 事等において、ケーブ ル等の納入遅延に伴 い、着手に不測の日数 を要したこと、現地調 査（有害物質調査等） や工法の選択、関係機 関との調整に不測の 日数を要したことによ る	R8.3

款項	事業名	事業内容	繰越 明許費	繰越額	理由	完了 予定 年月
11 款 教育費 2 項 教育委員会費	教育 管理費	県立学校等施設 整備事業費	966,000	790,955	静岡地区新特別支援 学校については、杭打 ち工事に不測の日数 を要したこと、浜松江 之島高等学校につい ては、関係機関との調 整に不測の日数を要 したことによる	R8.3
		県立学校等長寿 命化事業費	1,968,000	1,597,135	浜松工業高等学校に ついては、土壌汚染状 況調査に伴う工事中 止により工事進捗が 遅れたこと、焼津中央 高等学校、浜松南高等 学校については、近隣 対応及び地元との調 整に不測の日数を要 したこと、沼津東高等 学校、静岡北特別支援 学校、浜松特別支援学 校、浜名特別支援学校 については、契約後の 調査や測量の追加、設 計内容の調整等によ り不測の日数を要し たこと、磐田南高等学 校については、埋蔵文 化財包蔵地における 慎重な掘削工事に不 測の日数を要したこと による	R8.3
		県立学校施設魅 力向上事業費	7,000	0	老朽化したトイレの 改修設計業務におい て、工法の選択が想定 より早く完了したこと による	R7.3

款項	事業名	事業内容	繰越 明許費	繰越額	理由	完了 予定 年月
11 款 教育費 8 項 学校 教育費	高校 教育費	国際バカロレア 教育導入推進事 業費	5,000	0	ふじのくに国際高等 学校における既設プ ールの解体工事にお いて、工期の調整が想 定より早く完了した ことによる	R7. 3
		D X ハイスクー ル推進事業費	170,000	170,000	国の補正予算に伴い 県の 2 月補正予算に 計上した事業であり、 年度内の事業完了が 困難であったことに よる	R8. 3
12 款 災害 対策費 6 項 教育施 設災害 復旧費	現年災害 教育施設 復旧費	補助現年災県立 学校等災害復旧 費	39,000	29,234	沼津商業高等学校に おける災害復旧工事 の設計業務において、 工法の選択に不測の 日数を要したことによ る	R7. 5
計			3,514,000	2,621,993		